

○秦野市救急救命認定施設救マーク認定証交付に関する規程

(平成 19 年 2 月 14 日消防本部告示第 2 号)

改正 平成 22 年 3 月 24 日消防本部告示第 1 号 平成 27 年 6 月 16 日消防本部告示第 3 号
平成 28 年 10 月 14 日消防本部告示第 5 号

(目的)

第 1 条 この告示は、心肺機能が停止した傷病者に対して早期の救命処置を行うことができるよう、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を設置し、及びその設置に係る情報を公開することができる施設に救マーク認定証を交付することにより、本市における安全で安心して暮らせる環境を整備することを目的とする。

(救マーク認定証の交付基準)

第 2 条 救マーク認定証の交付基準は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) AED を設置し、及び適正に維持管理していること。
- (2) AED の設置施設であることを、AED マップ等により公表することに同意すること。

(救マーク認定証交付の申込み)

第 3 条 救マーク認定証の交付を受けようとする施設は、救マーク認定証交付申込書(第 1 号様式)に AED 設置場所等を示した配置図を添付して申し込むものとする。

(交付の申込みに係る審査)

第 4 条 消防長は、前条に規定する救マーク認定証交付申込書に係る処理に当たっては、内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行うものとする。

(救マーク認定証の交付)

第 5 条 消防長は、第 3 条に規定する申込みについて救マーク認定証を交付することが適当であると認めるときは、その施設を救マーク認定証交付台帳(第 2 号様式)に記載し、救マーク認定証(第 3 号様式)を交付するものとする。

2 消防長は、救マーク認定証の交付とともに、次に掲げる AED 利用可能者区分に応じた救マーク(別図で定める。)を配付する。

- (1) 誰もが利用可能(24 時間)
- (2) 誰もが利用可能(時間制限有)
- (3) 施設関係者のみが利用可能

(救マークの掲出)

第6条 救マーク認定証の交付とともに、救マークの配付を受けた施設は、別図に定める救マークを施設の出入口等、利用者に見やすい場所に掲出するものとする。ただし、見やすい場所に掲出することが望ましくない施設は、この限りでない。

(救マーク認定の取消し)

第7条 消防長は、救マーク認定証を交付した施設において、次の各号のいずれかに該当する事情が生じたときは、その認定を取り消すものとする。

(1) 第2条各号に掲げる要件のいずれかを満たさないとき。

(2) 救マーク認定施設として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により、救マーク認定を取り消したときは、その理由を書面により通知するものとする。

3 救マーク認定を取り消された施設は、救マーク認定証及び別図に定める救マークを速やかに返還しなければならない。

(変更の届出)

第8条 救マーク認定証の交付を受けた施設は、その申込みの内容に変更があった場合は、速やかに救マーク登録内容変更届出書(第4号様式)を消防長に提出しなければならない。

2 消防長は、前項の規定による変更の届出を受けたときは、救マーク認定証交付台帳を修正するものとする。

(救マーク認定証交付施設の責務)

第9条 救マーク認定証の交付を受けた施設は、従業員又は住民が速やかに応急手当等を実施できるように、それらの者に対して継続的に応急手当講習を受講させるよう努めるものとする。

2 救マーク認定証の交付を受けた施設は、AEDの日常点検を行い、常に正常に使用できる状態にしておかなければならない。

3 救マーク認定証の交付を受けた施設は、心肺停止、大出血、窒息等生命の危機に陥る可能性のある症状の者を救命するため、救急車を要請したときは、応急手当実施報告書(第5号様式)に実施事項等を記載し、速やかに提出するものとする。ただし、その施設に勤務する医療従事者が対応した場合はこの限りではない。

(表彰)

第 10 条 消防長は、応急手当実施報告書により受けた報告を審査し、生命を救う功勞として顕著な功績があると認めるときは、秦野市消防本部表彰規程（平成 27 年秦野市消防長訓令甲第 3 号）に基づき表彰するものとする。

（様式）

第 11 条 この告示により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日消防本部告示第 1 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 16 日消防本部告示第 3 号）

この告示は、平成 27 年 6 月 25 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 14 日消防本部告示第 5 号）

この告示は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第 11 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	救マーク認定証交付申込書	第 3 条
第 2 号様式	救マーク認定証交付台帳	第 5 条
第 3 号様式	救マーク認定証	第 5 条
第 4 号様式	救マーク登録内容変更届出書	第 8 条
第 5 号様式	応急手当実施報告書	第 9 条

別図（第 6 条関係）

表示の目的	救マーク（掲出用）のデザイン
-------	----------------

救急救命認定施設であり、誰もが AED を利用可能(24時間)である旨の表示



※ 地色は、赤色とし、中央ハートマークは赤とする。

救急救命認定施設であり、誰もが AED を利用可能(時間制限有)である旨の表示



※ 地色は、青色とし、中央ハートマークは赤とする。

救急救命認定施設であり、施設関係者のみが AED を利用可能である旨の表示



※ 地色は、緑色とし、中央ハートマークは赤とする。

備考 救マークの大きさは、縦 30 センチメートル、横 18 センチメートルとする。

第 1 号様式(第 3 条関係)

救マーク認定証交付申込書
[別紙参照]

第 2 号様式(第 5 条関係)

救マーク認定証交付台帳
[別紙参照]

第 3 号様式(第 5 条関係)

救マーク認定証

[別紙参照]

第4号様式(第8条関係)

救マーク登録内容変更届出書

[別紙参照]

第5号様式(第9条関係)

応急手当実施報告書

[別紙参照]